

第5部 資料 第3次計画の推進状況(中間年事業実施状況)

○各施策に係る事業実施状況

■ 基本目標1 制度・慣行の見直しと意識の改革

(1) 社会における制度・慣行の見直し

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
群馬県男女共同参画推進委員会	人権男女共同参画課	・群馬県男女共同参画推進委員会開催状況 平成23年度:1回、平成24年度:1回	・男女共同参画推進委員会については「男女共同参画基本計画」や「DV対策基本計画」などの計画策定年には開催回数が増えるが平成23年度、24年度については計画策定年ではなかったため、現行計画の進捗状況の確認のための委員会を開催	・平成25年度はDV計画策定年にあたり、平成26年度は次期計画に向けた意識調査の実施、平成27年度は次期計画策定作業を予定しており、引き続き、委員会を開催し計画策定に係る調査審議を行う。
男女共同参画に関する意見の申出の受付	人権男女共同参画課	・男女共同参画推進条例第10条に基づく、意見の申出数 平成23年度:1件、平成24年度:0件	・意見の申出制度については、制度の認知が進んでいない。	・意見の申出については、県の広報媒体を活用し、引き続き周知を図る。
男女共同参画推進責任者	人権男女共同参画課	・男女共同参画推進責任者 各所属に男女共同参画推進責任者を設置し、各所属が男女にとって働きやすい職場となるよう環境の改善に努めるとともに、各所属の企画・実施する施策について男女共同参画推進の観点からチェックを行った。 (男女共同参画推進責任者:各課所の次長)	・責任者は設置されているが、責任者の役割について周知や働きかけが不足しており、十分に機能していない。	・男女共同参画推進責任者については、定期的な人事異動もあるため、男女共同参画推進責任者の役割等を周知し、職場における男女共同参画の着実な推進を図る。
高校教育改革推進	高校教育課	・高校教育改革推進 「高校教育改革推進計画」に基づき、吾妻地区、富岡・甘楽地区及び桐生・みどり地区において、有識者や学校関係者からなる検討会等を開催、再編整備計画の検討を実施。 吾妻地区:5回、富岡・甘楽地区:5回、桐生・みどり地区:1回開催 推進計画では、「再編整備に併せて男女共学を推進する」としており、前記3地区における再編整備計画の検討の中で、男女共学化についても検討を行っている。	・いずれの地区においても、男女別学校を統合して中核校を設置すべきとの意見がある一方、伝統的教育力と地域の信頼を有し、一定の教育的成果を上げている男女別学校の存続を望む意見もある。	・吾妻地区及び富岡・甘楽区では、平成25年5月、6月に再編整備の方向性を確認したところであり、今後は、具体的な再編整備計画案の検討を進める予定である。 ・桐生・みどり地区については、今年度、引き続き検討会等を開催し、地区との意見交換を行っていく予定である。

(2) 広報の推進、情報の収集・整備・提供

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
男女共同参画に関する年次報告	人権男女共同参画課	・「群馬県男女共同参画基本計画」に基づく各施策の進捗状況について毎年調査を実施し、年次報告を作成・公表	・数値目標による進捗管理のほか、各目標を達成するための実施事業の推進状況の確認が必要	・中間年評価及び各指標の達成状況等を公表することにより、施策実施課への一層の取組推進を働きかける。
人権教育・啓発の推進	人権男女共同参画課	・「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」に基づき、あらゆる差別の解消を図るため、人権啓発事業等を推進した。	・人権教育への取組は地道な啓発活動により、正しい理解や認識を根付かせることが重要。	・引き続き、取り組みを進める。
男女共同参画情報ホームページ作成	人権男女共同参画課	・県ホームページ内において、センターの施設案内や講座情報等各種情報を発信した。24年度においては、情報がより見やすくなるようページ構成の見直しを行った。	・ホームページやセンター通信では、講座に参加できない方にも内容を理解してもらえるよう、内容要旨や参加者の意見等の紹介を充実させていくことが必要となる。	・ホームページでは、タイムリーな情報が発信できるよう、頻繁な更新作業を行う。また、講座等の結果レポートを充実させ、当日参加できなかった方にも概要が伝わるような工夫を行う。
男女共同参画週間記念事業	人権男女共同参画課	・男女共同参画推進週間記念事業として、毎年6月に「男女共同参画フェスティバル」をぐんま男女共同参画センターで開催。 H23年度 参加者 270人、H24年度 参加者 250人	・関係団体へのフェスティバル参加の呼びかけと、一般参加者の増加を図るための工夫が必要	・広報実施方法の工夫や、参加型ワークショップの充実を図るなど、参加しやすいフェスティバルとする。
ぐんま男女共同参画センター・センター通信の発行	人権男女共同参画課	・「ぐんま男女共同参画センター通信」を年6回発行した。24年度は、より多くの方に手に取ってもらえるよう、紙面構成や配布箇所の見直し・工夫を行った (24年度発行部数:2500部/回)	・講座に参加できない方にも内容を理解してもらえるよう、内容要旨や参加者の意見等の紹介を充実させていくことが必要となる。また、目新しさを維持する意味でも、新企画の展開等情報発信の工夫が常に必要となる。	・センター通信では、25年度新企画として「インタビューコーナー」を設け、男女共同参画に関する情報発信を強化する。
ぐんまウィメンズ・ネット運営	人権男女共同参画課	・「ぐんまウィメンズ・ネット」は「ぐんま男女共同参画センター登録団体制度」への移行により、平成23年度をもって廃止	・ -	・ -
ぐんま男女共同参画センター登録団体制度	人権男女共同参画課	・県内で男女共同参画社会の形成に向けた活動をしている団体の活動を支援した(24年度末登録団体数:27団体)	・男女共同参画の活動をしている団体が少ない。 ・登録制度の周知が不足 ・登録団体間の横の繋がりが希薄	・ホームページ等で団体の活動紹介を行うなど、登録団体及び制度の周知を図る ・団体の横の繋がりを設けるため、団体の交流会を実施する
ぐんま男女共同参画センター・図書貸出し、資料収集	人権男女共同参画課	・男女共同参画社会づくりの推進に必要な情報提供を行うため、資料(図書・行政資料・雑誌・映像等)を収集し、貸出しを行った。(平成24年度末蔵書数2,045点)	・蔵書数が増加し、蔵書管理(分類・整理等)がやや困難になってきている。	・定期的な棚卸しを行うとともに、蔵書管理方法の見直しを行う。(図書)

■ 基本目標2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
附属機関の設置及び運営指針の運用	(総)総務課	「附属機関の設置及び運営指針」(平成21年5月1日施行)に基づき、附属機関の新設、改廃や委員選任における総務課協議等の際に、点検・見直しを行っている。	・附属機関の委員は団体の長や役員が選任されやすく、役職に就いている女性が少ないことから登用率が低くなる状況も見受けられる。	・引き続き「附属機関の設置及び運営指針」に基づき、「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」における女性委員の参画率目標の達成に向け、点検・見直しを行う。
女性管理職の登用促進	人事課	・女性管理職の登用促進 女性職員の能力発揮促進のための指針作成 管理職642人: 男性/599人(93.3%)、女性/43人(6.7%) (※平成24年4月1日現在、知事部局、各種委員会の人数)	・新たに策定した「人材育成の考え方」を組織・職員へ浸透させ、女性職員の活躍(登用も含む)をより一層促進する必要がある。	・引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、意欲・能力に優れた女性職員の積極的な登用に努める。
女性職員の能力発揮促進のための指針作成	人事課	・平成25年3月に策定した「人材育成の考え方」において、「女性職員の活躍促進」のための施策を改めて位置づけた。		・「人材育成の考え方」に基づき、女性職員の視点や個性を活かしながら能力の発揮を促し、組織として活躍を促進していくための組織風土づくりに取り組む。
県各種審議会等への女性委員参画状況	人権男女共同参画課	・県各種審議会等への女性委員参画状況調査を実施し、結果を県HPなどにより公表 各審議会への女性参画率 H24.3.1現在:32.8% H25.3.1現在:33.1%	・委員会により差がある。 ・法律等により委員選定に制約のあるものがある。 ・調査を実施し、公表することにより、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進する。	・審議会・委員会改選期に個別に所管課に働きかけを行う。 ・女性人材データベースを更新し、専門分野における人材リストを関係各課へ提供し活用を図る。
事業所における男女共同参画推進員の設置 (3-(4)、5-(1)、(3)、6-(1)再掲)	人権男女共同参画課	・群馬県男女共同参画推進条例第15条に基づく県内事業所への男女共同参画推進員の設置を促進した。 平成23年度末 143社、平成24年度末 408社	・セミナーや講演会開催情報など推進員への情報提供は随時実施しているが、事業所における推進員の男女共同参画に向けた取組状況などの定期的な報告の仕組みがないため、相互の連絡が図られる仕組みづくりが必要。	・推進員が行う事業所内での男女共同参画推進のための企画立案や普及活動など、取組期間の設定と取組計画や実施報告の仕組みづくりを行い、県と事業所相互の情報交換ができるようにする。
農業農村リーダー等活動促進 (7-(2)、11-(3)再掲)	技術支援課	・地域の実践的リーダーである農村生活アドバイザーを認定(H23:10名、H24:8名)し、農業をめぐる情勢や今後の農業のあり方等について知識を深めるための群馬県農業トップリーダー研修会等を開催した。	・農業・農村における男女共同参画の推進をさらに進めたいくため、女性農業者リーダーを育成する必要がある。また、農業就業人口の高齢化や後継者不足に対応するため、若手の育成を図る必要がある。	・農村女性は、本県農業従事者の過半数を占め、農業生産を支える重要な存在であり、男女の性差なく主体的に社会参画・経営参画をしていくための意識醸成や能力・技術の一層の向上について継続して取り組む必要がある。
女性農業者活動支援 (7-(1)(2)、11-(3)再掲)	技術支援課	・農業・農村における男女共同参画推進のためのプロジェクト会議を開催するとともに、ぐんま農村男女(とも)に輝くフェスティバル等において講演会を開催した。 (H23: 県域2回、地域80回、H24: 県域2回、地域78回)	・起業活動により地域活性化に貢献するとともに経営参画や女性の資産形成に大きな成果を上げる起業がある一方で、年間販売額が少額の小規模起業が約半数を占めており、法人経営起業については9%に留まっている。	・農村女性が自己啓発しながら、地域で力を発揮できるよう支援する。また、農村女性起業を対象に、起業の所得向上を目指すための経営改善や、法人化に向けた研修会等を実施し、経営向上を支援していく。

(2) 女性の人材育成と情報の提供

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
女性人材データベースの設置	人権男女共同参画課	・平成24年度末にデータベース登録情報の更新、及び新規登録者の情報を追加整備し、平成25年度に市町村担当者及び、庁内関係各課へ配布。	・データベースへの掲載については、関係機関や団体などに女性人材の推薦依頼を行い、推薦に基づき、個別に承諾を得た上でを行っているが、個別交渉に至る以前の情報として、専門分野に精通した人材の情報をいかに集めるかが課題となる。 ・データベースについて、周知が図られていないため活用されていない。	・情報提供がデータベースの充実には不可欠であるため、県だけでなく、市町村や関係団体、大学等の研究機関、専門分野の業種ごとの団体などに協力を働きかける。 ・主管課や審議会所管課などにデータベースについての周知を図り、活用を促進する。

基本目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
女性向け防犯意識向上対策 (3-(3)再掲)	県民防犯推進室	<ul style="list-style-type: none"> 女子中・高生を主な対象として、犯罪情勢や犯罪の手法についての講話や犯罪から身を守るための実技(護身術)等を行う「女性向け防犯出前講座」を実施し、防犯意識の向上を図った。 平成24年度実施回数 21回 対象者数 約4,000人 女性向けの啓発資料として、女性が知っておきたい犯罪対策などをまとめた「女性のための防犯ハンドブック」を25,000部作成し、高校3年の女子生徒を中心に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性が被害となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が依然として後を絶たない。また、若い女性が不審者に声を掛けられたり、身体を触られるなどといったいわゆる「声かけ事案」が近年多発、増加傾向にある。これらは、性犯罪などの重大犯罪に結びつく危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記犯罪被害を防止するため、今後も「女性向け防犯出前講座」について周知を図り、県内学校等で講座を実施していく。 犯罪に遭わないための対策などをまとめた「女性のための防犯ハンドブック」を女性向け防犯出前講座のテキストとして使用するとともに、女子高生を中心に配布していく。
女性に対する暴力をなくす運動	人権男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ポスターやリーフレットを市町村、関係機関に配布した。 県のホームページ及び新聞、ラジオによる広報を行うとともに、庁舎内のモニターにDV防止啓発CMを放映し来庁者に対して啓発を行った【H24年度から】。 平成23年10月～24年1月にかけて、県内の映画館4館でDV防止啓発CMを17,963本放映した【H23年度のみ】。 平成23年11月5日に有森裕子氏を講師に招き「女性に対する暴力をなくす運動講演会」を開催した【H23年度のみ】。 参加者:164人 	<ul style="list-style-type: none"> DV実態調査では、自分の経験を「DVと認識できていない」という事例がみられ、DVに対する基本的な理解が低い。 「DVに関する、のいずれの相談窓口・制度も知らない」が15.3%あり、相談機関等の支援を必要とする被害者に届いていない。 県民の理解促進のため、効果的な広報啓発が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な啓発方法を検討し、引き続き、ポスターやリーフレットの配布や広報媒体等による啓発を実施する。
子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(3-(3)再掲)	警察本部 子ども・女性安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> 声掛け、つきまとい、公然わいせつ等、性犯罪の前兆事案の発生に際し、漏れのない情報収集、分析により行為者を特定し、指導・警告、検挙等を図る先制・予防的活動を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと女性を狙った性犯罪や悪質な声掛け事案(盗撮等)に対して、いかに効果的な予防と検挙対策を推進できるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年10月1日から新たに盗撮等の禁止を規定した改正群馬県迷惑防止条例が施行されることから、同条例を駆使し積極的な指導・警告、検挙を推進する。

(2) 配偶者からの暴力被害者支援の充実

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
女性相談所・女性相談センターの運営	人権男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度より、女性相談センターはぐんま男女共同参画センター内で相談業務を実施 平成24年3月に女性相談センターを女性相談所敷地内に移転したことで、保護部門との連携や相談者の安全確保等が図られた。 相談件数:H23年度:2,573件、H24年度:2,356件 	<ul style="list-style-type: none"> 相談から保護までは、女性相談センター・女性相談所で対応しているが、一時保護所退所後のDV被害者の中長期的な支援については市町村や民間支援団体と連携し実施していく必要がある。 行政の手が行き届かない部分については、民間支援団体や地域住民等と連携したきめ細かな支援が求められる。 県内の民間支援団体は3団体にとどまり、活動地域に偏りがあるため、人材育成などの支援を通じ、活動を支援していく必要がある。 関係機関のネットワークは被害者支援のためには必要な機能であるが、今後は実務レベルの事例検討などによる更なる協力体制の強化が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ぐんまDV対策基本計画に基づき、引き続き、相談体制の充実に努め、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を実施する。 民間支援団体の活動を後押ししていくとともに、民生委員や人権擁護委員、区長など地域で活動する方達との連携による、地域ぐるみのきめ細かな支援体制を整備していく。
一時保護施設の運営	人権男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護所保護人数 H23年度:57人、H24年度:64人 		
三山寮の運営	人権男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 入所人数 H23年度:24人、H24年度:21人 		
女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク	人権男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携し、ネットワーク会議を開催し、情報を共有することにより効果的な支援を実施した。 女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク会議:1回開催 状況に応じ、関係機関にネットワークへの参加を呼びかけている。 参加機関・団体数 H23年度:23団体、H24年度:26団体 		
女性に対する暴力被害者支援事業	人権男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体が設置するシェルター運営及び同行支援に対する補助を実施 シェルター補助:2団体、同行支援:2団体 		
県営住宅優先入居 (3-(3)、4-(4)再掲)	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅入居の際、入居予定者選定の特例(優遇)措置を規定し、入居抽選に当たったの当選確率を一般世帯に比べ高く(2倍)した。 平成24年度新規入居数:3世帯 平成24年度末入居数:17世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 定期募集と随時に申し込める随時募集団地があるが、希望する地域、団地及び住戸タイプの空家がない場合には、希望住戸に入居できるとは限らない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関と連携を密にし、継続して随時対応する。
配偶者からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	警察本部 子ども・女性安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力事案等恋愛感情に起因する男女間トラブルでは、本年3月から面接による相談の際には、書面を用いて警察として執り得る措置等を分かりやすく説明するなど被害者の意思決定を支援している。 被害者の意向を踏まえて迅速に対応し、指導・警告を始め配偶者暴力防止法や各種法令を適用して加害者の検挙に努めている。 被害者の保護対策については、各種援助(110番通信指令システム登録・関係先に対する警戒・監視カメラ、緊急通報装置の設置等資機材の貸出し)を実施するとともに、被害者の安全確保を最優先とした避難所の紹介や関係警察署・都道府県警察と連携して情報共有を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> この種事案では事態が急展開し、重大事件へ発展するおそれがあるため、被害者に対しては警察が執り得る各種措置を執っているが、行為者が配偶者や内縁関係等身近な存在であり、経済的自立が困難であるなどの理由から危険性・切迫性が高い場合においても指導・警告や被害届の提出等をためらう場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力事案等恋愛感情に起因する男女間トラブルでは、家族や親族にまで被害が拡大するおそれが高いことから、改めて、この種事案の危険性を周知するとともに、関係機関、団体と連携した被害者保護の徹底と指導及び取締りを推進する。

(3) 性犯罪・ストーカ行為・人身取引等への対策の推進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
女性向け防犯意識向上対策 (3-(1)再掲)	県民防犯推進室	<ul style="list-style-type: none"> 女子中・高生を主な対象として、犯罪情勢や犯罪の手口についての講話や犯罪から身を守るための実技(護身術)等を行う「女性向け防犯出前講座」を実施し、防犯意識の向上を図った。 平成24年度実施回数 21回 対象者数 約4,000人 女性向けの啓発資料として、女性が知っておきたい犯罪対策などをまとめた「女性のための防犯ハンドブック」を25,000部作成し、高校3年の女子生徒を中心に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性が被害となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が依然として後を絶たない。また、若い女性が不審者に声を掛けられたり、身体を触られるなどといったいわゆる「声かけ事案」が近年多発、増加傾向にある。これらは、性犯罪などの重大犯罪に結びつく危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記犯罪被害を防止するため、今後も「女性向け防犯出前講座」について周知を図り、県内学校等で講座を実施していく。 犯罪に遭わないための対策などをまとめた「女性のための防犯ハンドブック」を女性向け防犯出前講座のテキストとして使用するとともに、女子高生を中心に配布していく。
犯罪被害者等支援	人権男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 第2次群馬県犯罪被害者等基本計画に基づき、啓発活動や民間被害者支援団体の支援等を実施 犯罪被害者等支援業務(委託先:公社被害者支援センターステップぐんま)により、犯罪被害者等支援相談員の設置を行い、相談対応や同行支援などの直接支援を実施するとともに、相談員向け研修やボランティア育成講座などを開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者が必要とする支援へつなぐことのできる連携体制の構築が必要となる。 特に性犯罪被害者については、誰にも相談できず、ひとり抱え込んでいるケースが多く、安心して相談できる窓口の設置及び周知が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、犯罪被害者等基本計画に基づき、必要な広報・啓発活動、関係機関との連携の強化、及び民間支援団体への支援を実施。 性犯罪や性暴力被害等への支援については、行政、警察、医療機関、相談機関、支援機関が連携し、ワンストップで必要な支援につなげる体制の構築を検討していく。
県営住宅優先入居 (3-(2)、4-(4)再掲)	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅入居の際、入居予定者選定の特例(優遇)措置を規定し、入居抽選に当たったの当選確率を一般世帯に比べ高く(2倍)した。 平成24年度新規入居数:3世帯 平成24年度末入居数:17世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 定期募集と随時に申し込める随時募集団地があるが、希望する地域、団地及び住戸タイプの空家がない場合には、希望住戸に入居できるとは限らない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関と連携を密にし、継続して随時対応する。
犯罪被害者支援のための広報推進	警察本部広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪の潜在化を防ぐため、性犯罪被害者が安心して相談できる相談窓口や利用できる制度を知らせるポスターやリーフレットを活用し、県民に周知を図るよう広報啓発活動を幅広く展開している。 警察に届け出た性犯罪被害者に対しては、被害後に生じる身体的不調等について解説したリーフレットを配布して、精神的負担の軽減を図っている。 被害者遺族等による講演会を開催し、被害者やその家族等の置かれた現状や心情を直接聴講者に語りかけることにより、犯罪は許されないという気運の醸成を図るとともに、犯罪被害者支援への理解と協力を求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の相談窓口や被害者に対する支援制度の周知が未だ不足している。 講演会の実施に当たっては、県内に講師を務められる適材がないことから、止むなく県外から招へいしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者からの相談窓口や被害者に対する支援制度を更に周知させるため、広報活動を広範に展開する。 県内で講師を務めることができる適材を幅広く発掘するとともに、講師を依頼する場合の条件面についても改善を図っていく。
ストーカ行為に対する指導・取締 及び被害者の保護対策	警察本部 子ども・女性安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ストーカ事案等、恋愛感情に起因する男女間トラブルでは、本年3月から面接による相談の際には、書面を用いて警察として執り得る措置等を分かりやすく説明するなど被害者の意思決定を支援している。 被害者の意向を踏まえて迅速に対応し、指導・警告を始めストーカ規制法や各種法令を適用して加害者の検挙に努めている。 被害者の保護対策については、各種援助(110番通信指令システム登録・関係先に対する警戒・監視カメラ、緊急通報装置の設置等資機材の貸出し)を実施するとともに、被害者の安全確保を最優先とした避難所の紹介や関係警察署・都道府県警察と連携して情報共有を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> この種の事案では事態が急展開し、重大事件へ発展するおそれがあるため、被害者に対しては警察が執り得る各種措置を執っているが、危険性・切迫性が高い場合においても、その認識が希薄で指導・警告や被害届の提出等をためらう場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ストーカ事案等、恋愛感情に起因する男女間トラブルでは、家族や親族にまで被害が拡大するおそれが高いことから、改めて、この種事案の危険性を被害関係者に周知し、さらに新たな情報入力・検索システムを構築して警察署間の情報共有を図るとともに、関係機関、団体と連携した被害者保護と指導及び取締りを推進する
子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための 対策(3-(1)再掲)	警察本部 子ども・女性安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・女性の自主防犯意識を啓発し、性犯罪被害防止に関する知識や技能を体得させるため、平成24年度中は、企業・学校対象に54回8,194人に対し、防犯講話や護身術教室等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害の拡大防止を図るためには、防犯講話や護身術教室等の対象を更に拡大していく必要があるため、県民の中から自主防犯意識を啓発できるリーダーをいかに育成するかが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は、企業・学校単位でリーダーを育成し、自主防犯意識の向上を図るための対策を推進する。

(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
事業所における男女共同参画推進員の設置 (2-(1)、5-(1)、(3)、6-(1)再掲)	人権男女共同参画課	・群馬県男女共同参画推進条例第15条に基づく県内事業所への男女共同参画推進員の設置を促進した。 平成23年度末 143社、平成24年度末 408社	・セミナーや講演会開催情報など推進員への情報提供は随時実施しているが、事業所における推進員の男女共同参画に向けた取組状況などの定期的な報告の仕組みがないため、相互の連絡が図られる仕組みづくりが必要。	・推進員が行う事業所内での男女共同参画推進のための企画立案や普及活動など、取組期間の設定と取組計画や実施報告の仕組みづくりを行い、県と事業所相互の情報交換ができるようにする。
総合労働相談	労働政策課	・労使紛争、労務管理、その他労働問題全般に的確に対応するため、県民労働相談センターを県内4ヶ所(県庁労働政策課及び中部、西部、東部の各行政事務所)に設置し、全県を対象とした電話相談や出張相談を実施している。(相談者の利便性向上をはかるため、労働政策課ではフリーダイヤルを導入。) ・一般的な労働相談のほか、産業カウンセラーによる面談やメールによる働く人のメンタルヘルス相談も実施。	・相談内容が複雑化・多様化する中、場合によっては他機関窓口を紹介する等の必要も生じるが、単に相談のたらい回しにならないよう、県内労働相談機関との連携強化をはかることを目的に、平成23年度から「労働相談ネットワーク会議」を実施している。群馬労働局、労働委員会、連合群馬、法テラス等が参加し、平成23年度は3回、平成24年度は2回開催し、相談事例の検討、相談実施状況の情報共有、相談員の資質向上などに努めている。	・平成25年度も「労働相談ネットワーク会議」を開催し、関係機関との連携強化をはかるとともに、引き続き、広報チラシ等により労働相談窓口の周知徹底をはかる。
出前なんでも講座「セクハラ防止講座」	労働政策課	・労働相談員等が企業等に出向き、セクハラによる被害、職場への影響、セクハラを防止するための対応等を内容とする講座を開催 開催実績：平成24年度：2回、平成23年度：1回	・出前なんでも講座を実施した企業等にとどまらず、より多くの企業等に対しセクハラ防止を訴えていく必要がある。	・群馬労働局と連携し、ハラスメント防止セミナーを開催する等、多くの企業等においてセクハラ防止が推進されるよう努めている。

基本目標4 子育て環境の整備

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
私立幼稚園預かり保育推進事業費補助	学事法制課	・平成24年度に預かり保育を実施した園数は私立幼稚園124園中123園、子育て支援推進事業は105園となった。預かり保育は99%、子育て支援推進事業は85%の私立幼稚園でそれぞれ実施されている。	・預かり保育はほぼすべての園で実施されているものの、子育て支援推進事業の実施率は85%に止まっている。要因としては、実施にかかる教職員の負担が大きいことや、費用負担等が考えられる。	・子育て支援事業について、事業の実施を希望する園の取り組みを支援する。
私立幼稚園子育て支援推進事業費補助	学事法制課			
ぐんまちよい得キッズパスポート (ぐーちよきパスポート)	少子化対策・青少年課	・協賛店舗拡大の取り組みとして、平成23年度は、プレゼントキャンペーンや子育て情報誌、FM群馬を活用した広報の取組を実施。平成24年度は、NTT東日本と連携したキャンペーンを実施するなどして、平成21年度の3,208店から平成24年度は、4,768店に拡大した。	・今後、目標に向けて協賛店舗を拡大していくには、未加入店舗に対するさらなる対応が必要となると思われる。	・利便性を向上させた店舗情報冊子の発行や、企業に対し商品へのぐーちよきデザインの使用を認めることによるPRなど、さらなる協賛店舗の拡大に取り組む。
放課後児童クラブの推進	子育て支援課	・仕事と子育ての両立支援などを推進するため、放課後児童クラブを必要とする全ての小学校区への設置を目標に、運営費補助金の改善を図った。	・放課後児童クラブ数については目標数値を達成しつつあるが、利用希望者は年々増加している状態にあり、地域によっては1クラブにおける登録児童数が増加している傾向にある。	・放課後児童クラブ数増加の取組みに加え、大規模クラブの分割促進、指導員を対象とした研修を実施し、放課後児童クラブの質の向上に取り組む。
保育対策等促進事業	子育て支援課	・民間保育所が「休日・夜間保育」「病児・病後児保育」「延長保育」などを実施するための費用の一部を補助した。	・保育所については、市町村ごとに補助事業を活用し、施設に委託をしているため、当該市町村以外の児童の利用希望に対応できない場合がある。	・多くの県民の保育所利用希望に対応するため、広域的な利用ができるよう県内市町村への情報提供や説明会を開催する。
職場創造支援資金	労働政策課	・職場創造支援資金については、平成23年度及び平成24年度の貸付実績はなかったが、平成24年度から融資期間を2年延長した。	・職場創造支援資金については、厳しい経済状況を反映して、従業員が仕事と子育てを両立しやすい職場等を作ることを考える余裕が中小企業にないことが考えられる。	・職場創造支援資金については、さらに広報資料等を活用して本資金の周知を図る。
女性労働支援セミナー(5-(1)、6-(2)再掲) → ぐんまのイクメン・イクボス養成塾	労働政策課	・女性労働支援セミナーについては、平成23年度に事業を終了 ・平成23年度には、群馬県育児いきいき参加企業優良企業表彰知事賞受賞企業による事例発表や群馬労働局雇用均等室による改正育児・介護休業法の説明など実施した。 ・平成24年度からは、育児休業等制度の取得促進と男性の育児参加促進による、男性・女性ともに、さらなる仕事と家庭の両立支援を推進するため「ぐんまのイクメン・イクボス養成塾」を実施している(実績は下記のとおり)。 イクメン養成塾 県域：2回、348名参加 地域：16回、972名参加 イクボス養成塾 県域：2回、312名参加 地域：3回、294名参加	・女性の育児休業の取得率は、平成23年度の雇用均等基本調査(厚生労働省)において、87.8%となっているが、出産・育児を理由に離職することも依然としてある。 ・男性の育児休業取得率は、平成23年度の雇用均等基本調査(厚生労働省)において、2.63%で過去最高となったが、依然として低い状況である。 ・要因としては、企業(事業主)・上司の理解不足等の企業側の要因と、同僚への負担の懸念や、育児に専念したいという考え等から制度取得を控えたり、離職する取得者側の要因がある。	・企業側、労働者側双方に向け意識改革や育児休業等制度の啓発を行う「ぐんまのイクメン・イクボス養成塾」を実施し、企業・上司・同僚の理解、取得者側の制度等の基本的な知識の普及により、仕事と家庭の両立支援を推進していく。
新ぐんま幼児教育プラン普及啓発	義務教育課	・平成23年度及び24年度に、「ぐんま幼児教育プラン」推進のための指導資料「就学前のぐんまの子ども はぐみガイド」の普及・啓発を図るためのシンポジウムと対談を実施した。また、各種研修会等で、本指導資料を活用してきた。平成24年度は、ほぼ全ての公立幼稚園で、本資料が活用されている。	・現行の指導資料は、上記のような取組により、活用率が高いものとなっている。しかし、平成21年度に作成されたものであり、その後の社会や子どもの変化等から、幼児期の教育機関に求められるものが多様化し、それらに対応していくための情報として不足が出てきている。	・「ぐんま幼児教育プラン」の一層の推進のため、平成25年度中に、社会や子どもの変化等に対応した新しい指導資料を作成する。また、平成26年度以降、新しい指導資料の普及や啓発を図るための事業を展開していく。

(2) 児童虐待防止施策の充実

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
児童相談活動	子育て支援課	・ 児童相談担当職員の研修や24時間年中無休の子育て電話相談(こどもホットライン24)を継続する。市町村へは児童虐待防止対策に対して補助を行い、要保護児童対策地域協議会の運営支援等を行う。	・ 児童相談所への相談件数は高い水準で推移し、児童虐待相談等の深刻で対応困難な事案が増加している。	・ 相談件数の増加、相談内容の複雑・多様化に対応した体制整備として職員の増員の検討(専門職員の配置)や資質向上を目的とした体系的な研修を行っていく。 ・ 学校の教職員が児童虐待を発見しやすい立場にあることから、今後も引き続き早期発見・早期対応を周知徹底していく。 ・ 少年育成関係機関連絡会議、群馬県要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止等に関する連絡会等関係機関会議において、継続して情報交換を行うほか、具体的な児童虐待対象児童の問題について、児童相談所、市町村、学校、医療機関等で構成する個別ケース会議に積極的に参加し、情報の共有化を図り、より実質的かつ効果的な連携を図る。
児童虐待防止対策の推進	子育て支援課	・ 児童虐待の通告に対しては、原則24時間以内に子どもの安全確認を行う。また中央児童相談所に警察官を配置するとともに、児童虐待に知識と経験のある医師を県のアドバイザーに委嘱し、医療機関や児童相談所等に対する専門的な助言を行う。	・ 関係機関との連携を強化し、継続的な指導体制の整備を一層図るとともに、市町村への支援を行う必要がある。	
児童虐待防止に関する教職員研修の推進	義務教育課	・ 児童虐待防止に関して、教職員向けの研修を実施した。 ・ 「虐待防止リーフレット」を全教職員に配布し、周知を図った。	・ ー	
児童虐待防止対策の推進	警察本部少年課	・ 中央児童相談所に警察官を outward させ、平素から連携を図っているほか、児童相談所との合同連絡会議(H24.4.27)の開催、県子育て支援課主催の群馬県要保護児童対策地域協議会(H23.10.31、H24.10.5)への参加等により関係機関との情報共有を図った。 ・ また、想定に基づく児童相談所との合同児童虐待対応訓練(H23.11.24、H24.7.5)を実施し、被害児童の安全確認と安全確保を最優先とした対応を執るための連携を推進した。	・ 児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、児童相談所を始め、保健医療機関、学校、市町村等関係機関との実質的かつ効果的な連携を一層強化する必要がある。	

(3) 子どもの健康及び安全の確保

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
子ども向け防犯出前講座	県民防犯推進室	・ 保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブや子ども会等を対象に「子ども向け防犯出前講座」を実施し、防犯意識の向上を図った。 平成24年度実施回数 175回 対象者数 15,735人 ・ 犯罪が起こりやすい場所、安全な場所はどこかを見分ける能力を身につけさせる学習プログラムである「地域安全マップづくり」に取り組む小学校等に対し、指導員を派遣した。 平成24年度実施回数 11回 対象者数 639人	・ 子どもが犯罪に巻き込まれる事件やいじめなどが社会問題となっている。また、子どもたちが不審者に声を掛けられたり、身体を触られるなどといったいわゆる「声かけ事案」が多発、増加傾向にある。これらは、犯罪の予兆として性犯罪や誘拐などの重大犯罪に結びつく危険性がある。	・ 子どもを犯罪から守るためには、子ども自身の危険回避能力を高める必要があるため、今後も「子ども向け防犯出前講座」や「地域安全マップづくり」について、周知を図り、県内学校等で実施していく。
小児救急電話相談事業(#8000)	医務課	・ 子育ての不安を軽減するため、子どもの急な病気に対して症状に応じた適切な医療を受診できるよう相談・助言を行う電話相談窓口を設置している。平成23年4月より受付時間を翌朝8時まで拡充し、深夜・早朝帯も相談できる体制を整えた。	・ 夜間や休日の医療機関においては、軽症患者の受診も多く、本来、救急対応しなければならない重症患者への対応が遅れることや、小児科医が疲弊することなどが懸念されており、県民への適正受診の啓発が求められている。	・ 夜間や休日の小児患者の保護者等の不安解消、病院への軽症小児患者集中の回避による小児科医等の負担軽減と重症小児患者への救急医療の確保等の観点から、引き続き、適正受診の啓発に努める。
青少年健全育成条例施行運営	少子化対策・青少年課	・ H23年条例の一部改正に伴い、携帯電話通信事業者へ周知啓発のため説明会等を実施した。また、保護者及び青少年への周知・啓発のため、教育委員会・警察・市町村等と連携して、保護者懇談会や非行防止教室等でリーフレットの配布やDVD視聴などを行い、啓発に努めた。	・ 市民団体と協働による条例改正内容の周知啓発を行った結果、保護者層に改正内容に対する一定の認識が広まりつつあるが、当該問題に関心が薄い保護者もいるため、青少年が利用する携帯電話のフィルタリング設定率が伸び悩んでいる。	・ 新たなリーフレットやDVD等の資料を作成し、青少年が利用する携帯電話のフィルタリング設定率の向上、有害情報から青少年を守る取組を継続して推進する。
青少年健全育成審議会運営	少子化対策・青少年課	・ 群馬県青少年健全育成条例について、青少年をインターネット上の有害環境から保護し、インターネットを適切に利用できるよう一部改正を行うことを審議し、H24年1月1日施行した。 ・ 群馬県子ども・若者計画について審議し、H25年3月同計画を策定した。 ・ 第2部会を定期的に開催し、青少年の健全な育成を阻害する図書類の有害指定を行った。	・ 群馬県子ども・若者計画が策定されたことから、同計画の実行計画について審議する。 ・ 第1部会を新たに立ち上げ、青少年の健全な育成に関する総合的な施策の立案につき重要な重要事項を審議する。 ・ 第2部会を定期的に開催し、青少年の健全な育成を阻害する図書類の有害指定を行う。	・ 青少年の健全育成のため、青少年を取り巻く諸問題について、引き続き審議を継続する。
新しい有害環境から子どもを守る取組推進	少子化対策・青少年課	・ 有害情報から子どもを守る施策として、スマートフォンに係るフィルタリングの利用促進啓発パンフレット2万枚を群馬県警と共同作成し、青少年及び保護者に対する広報啓発活動を行った。	・ 保護者に対してインターネット利用環境における青少年への有害情報に関する啓発を行っているが、有害情報の危険性及びフィルタリング設定の必要性の認識が不十分である。 ・ 新たなインターネットサービスに起因した青少年の福祉を害する犯罪も発生しているが、その危険性に関する広報啓発が不十分である。	・ 急速に、青少年に普及するスマートフォンに係る問題に対応するため、スマートフォンを介したインターネット問題の実態調査を行うとともに、青少年及び保護者への情報発信や、フィルタリング及びペアレンタルコントロールの普及に向けた啓発活動を推進していく。

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
子どもの医療費無料制度	国保援護課	・子どもの健康増進と子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。	・利用者に対する適正受診の働きかけを行うことが大切である。	・本事業の安定的な維持・運営に努めていく。
子どもを犯罪等の被害から守るための対策	警察本部 子ども・女性安全対策課	・小学校において、子ども対象の不審者対応訓練、保護者対象の防犯講話等を実施するとともに、県警ホームページ、上州くん安全・安心メールや県の治安回復ネットワーク等重層的なネットワークを活用して、タイムリーに不審者情報を発信し、防犯ボランティア等と連携した子どもの見守り活動に取り組んでいる。	・重大事案を防止するためには、漏れのない不審者情報等の収集を図るとともに、地域住民の協力を得て、効果的な予防対策を執る必要がある。	・子どもを犯罪から守るために、今後もタイムリーな情報発信活動に積極的に取り組むとともに、地域の防犯パトロール等と連携した見守り活動の活性化に向けた取組を強化する。
少年の福祉を害する犯罪の取締、被害防止対策の推進	警察本部少年課	・児童ポルノを始めとする福祉犯罪の取締活動を推進し、平成23年中202件200人、平成24年中134件153人を検挙した。また、少年が使用する携帯電話のフィルタリング普及に向け、フィルタリングに関するアンケート調査(H24.6.1～6.15)を実施したほか、更なる普及促進を図るため、携帯電話事業者4者と高機能携帯電話に係るフィルタリング設定等の利用促進に関する覚書(H24.10.24)を締結した。	・インターネット上の違法・有害情報の氾濫、ガールズバー等少年の性を売り物とする新たな形態の風俗店の出現等少年の非行や犯罪被害等の背景にある有害環境を浄化するため、関係機関、地域住民等と連携した総合的な対策を講ずる必要がある。	・福祉犯罪の取締りを一層強化するとともに、フィルタリング100%普及に向け、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨に関する継続的な指導の要請、携帯電話事業者4者を交えたフィルタリング利用促進関係機関連絡会議の開催による関係機関と連携した対策の検討及び非行防止教室や保護者会等を通じた広報啓発活動を推進し、有害環境浄化対策を強化する。

(4) ひとり親家庭の支援

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
児童扶養手当	子育て支援課	・群馬県母子家庭及び寡婦自立促進計画に定めたひとり親家庭施策の総合的、計画的な推進を行うべく、「就業支援(母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付)」、「経済的支援(児童扶養手当の支給等)」、「相談等(母子自立支援員の設置、養育費相談等)」の各事業に取り組んでいる。	・給付による支援から就労による自立支援事業の強化を図る必要がある。 ・就業支援事業については、市町村等と連携し、さらに事業の周知を行う必要がある。	・今後もひとり親家庭支援事業の周知を行うこととし、引き続き自立促進を支援する。 ・各事業共に支援を必要とするひとり親を待つ受け身の支援ではなく、今後はアウトリーチも視野に入れた実施方法も検討する。
母子自立支援	子育て支援課			
母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育て支援課			
母子家庭自立支援給付	子育て支援課			
福祉医療費(母子家庭等)補助制度	国保援護課	・経済的負担感の大きいひとり親世帯の負担軽減と健康増進を図った。	・利用者に対する適正受診の働きかけを行うことが大切である。	・本事業の安定的な維持・運営に努めていく。
県営住宅優先入居(3-(2)、3-(3)再掲)	建築住宅課	・県営住宅入居の際、入居予定者選定の特例(優遇)措置を規定し、入居抽選に当たっての当選確率を一般世帯に比べ高く(2倍)した。 平成24年度新規入居数:159世帯 平成24年度末入居数:1,857世帯	・年4回の定期募集と随時に申し込める随時募集团地があるが、希望する地域、団地及び住戸タイプの空家がない場合には、希望住戸に入居できるとは限らない。	・優先入居については、各関係機関と連携を密にし、継続して随時対応する。 ・家賃等の減免については、毎年の収入金額により可否を決定していく。
県営住宅家賃減免	建築住宅課	・ひとり親世帯として、収入要件を満たした世帯には家賃等の減免を行った。 平成24年度減免実績:495世帯、5,134,400円。		

基本目標5 男女の仕事と生活の調和

(1) 仕事と生活の調和の実現

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
特定事業主行動計画(後期計画)	人事課	・平成23年度:「男性職員の育児休業等取得に関するアンケート調査」を実施 ・平成24年度:総務事務システム内に「職員の子育て応援ページ」を開設	・男性職員の育児休業等の取得率について、平成24年度は目標を達成することができたが、依然として取得者数は女性と比較して低い水準であることから、当該水準を維持させ、更に向上させるための取組が必要と考えている。	・男性職員の育児休業等の取得率の維持・向上を図るため、育児休業等の各種制度内容の周知や、男性職員が育児休業等取得しやすい環境づくりに努める。
事業所における男女共同参画推進員の設置(2-(1)、3-(4)、5-(3)、6-(1)再掲)	人権男女共同参画課	・群馬県男女共同参画推進条例第15条に基づく県内事業所への男女共同参画推進員の設置を促進した。 平成23年度末 143社、平成24年度末 408社	・セミナーや講演会開催情報など推進員への情報提供は随時実施しているが、事業所における推進員の男女共同参画に向けた取組状況などの定期的な報告の仕組みがないため、相互の連絡が図られる仕組みづくりが必要。	・推進員が行う事業所内での男女共同参画推進のための企画立案や普及活動など、取組期間の設定と取組計画や実施報告の仕組みづくりを行い、県と事業所相互の情報交換ができるようにする。
女性の再チャレンジ支援事業	人権男女共同参画課	・出産や介護などの理由で離職し、現在再就職を考えている女性を支援するセミナーを開催した。	・セミナー受講者は、離職によるブランクや仕事と家庭の両立等に不安を持つケースが多い。	・再就職に必要なスキル(応募書類の書き方・ビジネスマナー等)に加え、再就職を希望する女性の不安を少しでも解消できるような項目(仕事と家庭の両立等)を加えることを検討する。
病院内保育所運営費補助事業	医務課	・子供を持つ看護職員の離職防止と再就職促進を図るため、病院内に保育施設を設置している事業者に対して、補助金を交付した(平成23年度:28施設、平成24年度:31施設)	・負担能力指数による減額調整措置が明確に制度化されたことにより、国庫補助金が減額交付され、以前に比べ各施設に対する補助額が減少している。	・医療従事者の離職防止及び再就業を促進するために、平成25年度も継続して事業を実施する。

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
ナースセンター事業	医務課	・ 看護師等の無料職業紹介事業、再就業を希望する看護師等に対して看護についての知識及び技術に関する研修事業等を行った。	・ 未就業看護職員の把握が困難であり、ナースセンターへ相談してきた者しか直接の支援ができない。	・ 医療機関等の看護職員の確保及び在宅医療の推進のために、平成25年度も継続して事業を実施する。
女性医師再就業支援事業	医務課	・ 再就業に係る相談窓口を設置したが、女性医師からの相談はほとんど無かった。	・ 未就業女性医師の把握が困難であり、相談してきた者しか直接の支援ができない。 ・ 女性医師の再就業や離職防止のため、より働きやすい勤務環境の整備を推進する必要がある。	・ 各医療機関への調査等を実施し、現状を把握した上で、医療機関の管理者等に対する意識啓発や補助制度の活用を促し、より働きやすい勤務環境の整備を推進する。
「家族でいただきますの日」普及事業	食品安全課	・ 新聞、ラジオ、等各種広報媒体を通じた広報のほか、各種イベント等におけるのぼり旗の掲出を継続的に実施した。また、平成24年度は保健福祉事務所の食育月間の取組を強化するための啓発資材(ティッシュ、リーフレット等)を配布し、PRを行った。	・ 広く一般県民に「食卓」の役割を認識してもらい、家庭における「共食」を推進するために、「家族でいただきますの日」の普及は不可欠であり、より効果的なPRが必要である。県民により身近な地域と連携した普及を図ることが課題である。	・ 継続的な普及を行うとともに、「家族でいただきますの日」ロゴマークの利用を積極的に促し、市町村、関係機関、団体等と連携して普及を図る。また、「ぐんま食育応援企業」の食育活動として「共食」への理解と従業員への働きかけを依頼していく。 ・ 家庭における更なる「共食」を推進するために、次世代を生み育てる重要な役割を担う「若い世代」に対する食育を支援するための体制整備事業の充実を図る。
女性労働支援セミナー(4-(1)、6-(2)再掲) → ぐんまのイクメン・イクボス養成塾	労働政策課	・ 女性労働支援セミナーについては、平成23年度に事業を終了 ・ 平成23年度には、群馬県育児いきいき参加企業優良企業表彰知事受賞企業による事例発表や群馬労働局雇用均等室による改正育児・介護休業法の説明など実施した。 ・ 平成24年度からは、育児休業等制度の取得促進と男性の育児参加促進による、男性・女性ともに、さらなる仕事と家庭の両立支援を推進するため「ぐんまのイクメン・イクボス養成塾」を実施している(実績は下記のとおり)。 イクメン養成塾 県域:2回、348名参加 地域:16回、972名参加 イクボス養成塾 県域:2回、312名参加 地域:3回、294名参加	・ 女性の育児休業の取得率は、平成23年度の雇用均等基本調査(厚生労働省)において、87.8%となっているが、出産・育児を理由に離職することも依然としてある。 ・ 男性の育児休業取得率は、平成23年度の雇用均等基本調査(厚生労働省)において、2.63%で過去最高となったが、依然として低い状況である。 ・ 要因としては、企業(事業主)・上司の理解不足等の企業側の要因と、同僚への負担の懸念や、育児に専念したいという考え等から制度取得を控えたり、離職する取得者側の要因がある。	・ 企業側、労働者側双方に向け意識改革や育児休業等制度の啓発を行う「ぐんまのイクメン・イクボス養成塾」を実施し、企業・上司・同僚の理解、取得者側の制度等の基本的な知識の普及により、仕事と家庭の両立支援を推進していく。
母子家庭の母等の職業的自立促進	産業人材育成課	・ 平成24年度は、5コース10名定員で実施し、入校者は7名、修了者は5名、就職者は4名(平成25年6月末現在)となった。	・ 定員充足率、就職率の向上を図るため、労働局、ハローワーク等関係機関との連携をさらに進める必要がある。	・ 平成25年度は、6コース12名定員で実施。

(2) 男性にとっての男女共同参画の推進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
父親の子育て支援講座	人権男女共同参画課	・ 男性の子育て参画や仕事と子育ての両立を促進することを目的に、父親を楽しむコツなどを学ぶ講演会や、父と子で協力して行う料理教室を開催した。 ・ 労働政策課と連携し、「イクメン講座」を実施	・ より多くの男性(父親)に参加してもらえよう、テーマ設定や情報伝達の工夫が必要。 ・ 関係課との連携により、企業等への広報も充実し、効果的な事業を実施できた。	・ 庁内の関係部署や父親団体等と連携した事業実施を引き続き模索する。
男性の家事育児推進事業	人権男女共同参画課	・ 男女の仕事と生活の調和を推進することを目的として次の事業を実施 平成23年度 「家族で一緒につくろう!お弁当コンテスト」 平成24年度 「家族で一緒につくろう!お弁当コンテスト」 ・ 家事育児推進期間(男性の家事育児参加応援キャンペーン)を設定し、お弁当コンテストの作品展示会及び啓発リーフレットの配布を行った。	・ 平成21年度に実施した県民意識調査では、家事、育児、看護・介護の家庭における負担は、実態では女性の割合が高くなっているが、理想では、分担すべきの割合がいずれも高くなっている。 ・ 男性がより参加しやすい事業の企画・実施方法の検討が必要	・ 引き続き、男女共同参画社会の理解に向けた男性への積極的な働きかけを実施する。 ・ 今後は、事業所における男性社員の育児参加支援など、仕事と家庭の両立に向け、企業に働きかける事業も実施する。

(3) 育児休業・介護休業の取得促進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
事業所における男女共同参画推進員の設置 (2-(1)、3-(4)、5-(1)、6-(1)再掲)	人権男女共同参画課	・ 群馬県男女共同参画推進条例第15条に基づく県内事業所への男女共同参画推進員の設置を促進した。 平成23年度末 143社、平成24年度末 408社	・ セミナーや講演会開催情報など推進員への情報提供は随時実施しているが、事業所における推進員の男女共同参画に向けた取組状況などの定期的な報告の仕組みがないため、相互の連絡が図られる仕組みづくりが必要。	・ 推進員が行う事業所内での男女共同参画推進のための企画立案や普及活動など、取組期間の設定と取組計画や実施報告の仕組みづくりを行い、県と事業所相互の情報交換ができるようにする。
群馬県育児いきいき参加企業認定制度	労働政策課	・ 平成24年度末までに844社が認定を受けている。 ・ 優良な取組を行う企業について、群馬県育児いきいき参加企業優良企業表彰知事賞3社、奨励賞2社の表彰を行うとともに、表彰企業5社を含む優良事例11社分を掲載した事例集を作成し、関係団体、企業等に配布した。	・ 目標であった認定企業数800社を達成以降、認定制度参加企業の新規認定件数が減少傾向にあるため、さらなる周知・広報を実施する必要がある。	・ これまでに実施してきた周知・広報のほか、各関係団体や業界団体等を通じた周知・広報を実施し、認定制度を通じた両立支援への取組を行う認定企業の増加を図る。

基本目標6 雇用の分野における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保の推進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
事業所における男女共同参画推進員の設置 (2-(1)、3-(4)、5-(1)、(3)再掲)	人権男女共同参画課	・群馬県男女共同参画推進条例第15条に基づく県内事業所への男女共同参画推進員の設置を促進した。 平成23年度末 143社、平成24年度末 408社	・セミナーや講演会開催情報など推進員への情報提供は随時実施しているが、事業所における推進員の男女共同参画に向けた取組状況などの定期的な報告の仕組みがないため、相互の連絡が図られる仕組みづくりが必要。	・推進員が行う事業所内での男女共同参画推進のための企画立案や普及活動など、取組期間の設定と取組計画や実施報告の仕組みづくりを行い、県と事業所相互の情報交換ができるようにする。

(2) 非正規雇用における雇用環境の整備

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
女性労働支援セミナー(4-(1)、5-(1)再掲) → ぐんまのイクメン・イクボス養成塾	労働政策課	・女性労働支援セミナーについては、平成23年度に事業を終了 ・平成23年度には、群馬県育児いきいき参加企業優良企業表彰知事賞受賞企業による事例発表や群馬労働局雇用均等室による改正育児・介護休業法の説明など実施した。 ・平成24年度からは、育児休業等制度の取得促進と男性の育児参加促進による、男性・女性ともに、さらなる仕事と家庭の両立支援を推進するため「ぐんまのイクメン・イクボス養成塾」を実施している(実績は下記のとおり)。 イクメン養成塾 県域:2回、348名参加 地域:16回、972名参加 イクボス養成塾 県域:2回、312名参加 地域:3回、294名参加	・女性の育児休業の取得率は、平成23年度の雇用均等基本調査(厚生労働省)において、87.8%となっているが、出産・育児を理由に離職することも依然としてある。 ・男性の育児休業取得率は、平成23年度の雇用均等基本調査(厚生労働省)において、2.63%で過去最高となったが、依然として低い状況である。 ・要因としては、企業(事業主)・上司の理解不足等の企業側の要因と、同僚への負担の懸念や、育児に専念したいという考え等から制度取得を控えたり、離職する取得者側の要因がある。	・企業側、労働者側双方に向け意識改革や育児休業等制度の啓発を行う「ぐんまのイクメン・イクボス養成塾」を実施し、企業・上司・同僚の理解、取得者側の制度等の基本的な知識の普及により、仕事と家庭の両立支援を推進していく。

基本目標7 農山村における男女共同参画の推進

(1) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
女性農業者活動支援 (2-(1)、7-(2)、11-(3)再掲)	技術支援課	・農業・農村における男女共同参画推進のためのプロジェクト会議を開催するとともに、ぐんま農村男女(とも)に輝くフェスティバル等において講演会を開催した。 (H23: 県域2回、地域80回、H24: 県域2回、地域78回)	・農業・農村における男女共同参画の推進をさらに進めていくため、女性農業者リーダーを育成する必要がある。また、農村女性の高齢化に伴い、若手の育成を図る必要がある。	・農村女性は、本県農業従事者の過半数を占め、農業生産を支える重要な存在であり、男女の性差なく主体的に社会参画・経営参画をしていくための意識醸成や能力・技術の一層の向上について継続して取り組む必要がある。
ぐんま農村起業活動支援 (11-(3)再掲)	技術支援課	・農村女性起業のネットワークを活用した販路拡大及び地域間連携のための農村起業販路拡大拠点を整備した。 (H23: 1ヶ所、H24: 1ヶ所)また、農村女性起業の経営改善の支援を行った。(H23: 1件)	・起業活動により地域活性化に貢献するとともに経営参画や女性の資産形成に大きな成果を上げる起業がある一方で、年間販売額が少額の小規模起業が約半数を占めており、法人経営起業については9%に留まっている。	・農村女性が自己啓発しながら、地域で力を発揮できるよう支援する。また、農村女性起業を対象に、起業の所得向上を目指すための経営改善や、法人化に向けた研修会等を実施し、経営向上を支援していく。

(2) 農村女性が活動しやすい環境づくり

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
農業農村リーダー等活動促進 (2-(1)、11-(3)再掲)	技術支援課	・地域の実践的リーダーである農村生活アドバイザーを認定(H23: 10名、H24: 8名)し、農業をめぐる情勢や今後の農業のあり方等について知識を深めるための群馬県農業トップリーダー研修会等を開催した。	・農業・農村における男女共同参画の推進をさらに進めていくため、女性農業者リーダーを育成する必要がある。また、農業就業人口の高齢化や後継者不足に対応するため、若手の育成を図る必要がある。	・農村女性は、本県農業従事者の過半数を占め、農業生産を支える重要な存在であり、男女の性差なく主体的に社会参画・経営参画をしていくための意識醸成や能力・技術の一層の向上について継続して取り組む必要がある。
女性農業者活動支援 (2-(1)、7-(1)、11-(3)再掲)	技術支援課	・農業・農村における男女共同参画推進のためのプロジェクト会議を開催するとともに、ぐんま農村男女(とも)に輝くフェスティバル等において講演会を開催した。 (H23: 県域2回、地域80回、H24: 県域2回、地域78回)		

基本目標8 高齢者、障害者*1、外国人など様々な人々が安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者の就業、社会参画、生活自立に向けた取組、介護の社会化の促進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
介護職等PRイベント	介護高齢課	<ul style="list-style-type: none"> 介護の意義、やりがい、重要性等を周知し、間違っただけの印象を持たれがちな介護職の3Kイメージを払拭するため、イメージアップのための広報・啓発事業を実施した。 【介護職等PRイベント】 11月11日の「介護の日」に合わせ、平成24年度はメインイベントを1回、サテライトイベントを2回実施 【児童・生徒向けパンフレットの作成】 平成24年度は従来どおり県内の小学5年生、中学1年生及び高校1年生に配布 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の処遇の低さや仕事のきつさがメディアで取り上げられ、介護職に対するイメージは悪く、若者やその親が介護職を敬遠する風潮があるため、引き続き介護のイメージアップの取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度も、引き続き介護のイメージアップのための広報・啓発事業を実施する。 【介護職等PRイベント】 これまでのイベント内容や実施方法等を踏まえ、より効果的なイベントとなるよう検討する。 【児童・生徒向けパンフレット】 教育委員会にも協力を依頼し、パンフレットの一層の活用を図る。
児童・生徒向けパンフレットの作成	介護高齢課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者ケア研修は、平成23年度10講座開催し582人、平成24年度10講座開催し942人の受講者があった。同一講座の開催回数を1回から2回にすること等により研修参加機会の増加を図り、受講者数は1.6倍となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 各講座の申込状況等から受講需要を把握し、真に求められている講座カリキュラムに毎年見直しに行く必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は、講座カリキュラムの見直しのほか、10講座から13講座開催とし、1回あたりの受講定員も増やす等、研修参加機会の一層の拡充を行う。今後とも、高齢者介護に関する知識・技術の普及を図る。
介護実習・普及センターの運営	介護高齢課	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対して交付する助成額の2/3を補助するもの。平成23年度は1,487の単位老人クラブと33の市町村老人クラブ連合会に、平成24年度は1,403の単位老人クラブと33の市町村老人クラブ連合会に補助。（中核市を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブの加入者の減少。 60歳でも現役となった社会構造の変化、高齢者の意識が多様化、組織に属したくないとの考えを持つ方が増えている等の理由が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブは、超高齢社会が進展する中であって、地域に置ける高齢者の生きがいづくりや健康づくりの推進役であり、また、地域の担い手となって社会貢献活動を行うなど、その役割は極めて重要であるため、今後も老人クラブの活動を支援し、県老人クラブ連合会と連携し加入率の向上を図りたい。
介護保険制度普及パンフレットの制作	介護高齢課	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度にパンフレットの時点修正(統計資料の更新等)を行い、市町村窓口等で配布した。平成24年度は制度改正の内容を反映、さらに掲載内容をより充実させるとともに、県民センター及び全行政県税事務所等有償頒布を開始した。 広く制度内容の周知を図るため、パンフレット内容を全て県HPに掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットの存在自体がなかなか知られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 機会あるごとにパンフレットの存在をPRする。
介護予防対策推進事業	介護高齢課	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業を実施する市町村の職員や介護保険事業所の職員を対象とした研修会の開催、県リハビリテーション支援センター及び2次医療圏毎の広域支援センターを指定(更新)し、市町村における介護予防事業の取組を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が要介護状態にならないように予防し又は状態の維持・改善を図る「介護予防」の取組は、社会全体の活力を維持し、介護保険制度を維持していく上で重要である。高齢者が自ら進んで参加できる魅力的で効果の高い内容となること、元気な高齢者がボランティアとして支援する側に回る等、地域の自主的な活動となること、が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域レベルの介護予防推進を図るため、各市町村・地域におけるイベントや講演会などの介護予防普及啓発の取組や介護予防サポーターの養成等に対してリハビリテーション支援センターを活用して支援をしていく。 市町村に対して県内外の先進的な取組の紹介や意見交換等を実施する。
国保連苦情処理体制整備補助	介護高齢課	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスについて、ケアマネージャーや市町村で解決できない苦情について、群馬県国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第3号の規定に基づき、介護保険業務の一環として苦情処理業務をおこなっているもの。県はその体制整備に対し、補助金を交付している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村窓口、ケアマネージャー等に周知はしているが、利用者やその家族への周知を今後とも行っていく必要がある。また、介護保険サービス事業者についても苦情等へ適切に対応する体制を整えていってもらう必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業者を通じて利用者やその家族への制度周知の継続と、介護保険サービス事業者に対する講習会等の実施を検討していく。
高齢者雇用対策	労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職後等に自分の能力を活かしたい、また社会参加のために働きたいという高齢者に臨時・短期的又はその他の軽易な就業の場を提供するシルバー人材センター及びミニシルバー人材センター等を構成員とするシルバー人材センター連合に対し補助を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 中高年齢者の雇用状況は厳しく、引き続き支援が必要な状況である。また、少子高齢化に伴う労働力人口の減少に対応するため、高齢者の豊富な知識や経験を活用するための支援も重要となってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の希望や適性を踏まえた、きめ細かな対応に一層努めることで、中高年齢者の就労を支援していく。
シルバー人材センター事業補助	労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> シニア就業支援センターでは、中高年齢者の再就職のための就職相談・職業紹介に加え、就農・起業・ボランティア等の多様なニーズの相談・情報提供を行う就業支援事業とともに、知識・技能を活かしたい高齢者とその能力を必要とする企業データを蓄積・マッチングする事業(能活事業)を実施した。 		
シニア就業支援センター	労働政策課			

(2) 障害者の自立支援と社会参画促進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
障害者グループホーム等整備推進	障害政策課	・ 障害者グループホーム等整備については、国庫補助事業(創設)及び県単事業(共用備品補助)の他、平成24年度までは基金事業による賃貸建物の改修補助及び敷金・礼金補助を実施し、平成25年4月当初定員は1,429名となった。	・ 障害者グループホーム等整備については、基金事業の終了に伴い賃貸建物を活用した設置に対する補助が手薄となる。	・ 障害者グループホーム等整備について、平成25年度より賃貸建物改修(定員増を伴うものに限る。)に対する県単補助を新規事業として開始する。
思いやり駐車場利用証制度	障害政策課	・ 車いす利用者や歩行が困難な方等が車いす利用者用駐車場を利用しやすいように、思いやり駐車場利用証を交付して、当該制度の協力施設(商業施設や官公庁等)の車いす利用者用駐車場を利用できるようにしている。 交付対象者:身体障害者、精神障害者、高齢者、難病患者、妊産婦の方(妊娠7ヶ月～産後6ヶ月の方)で、県で定めた基準に該当し、申し出のあった者 協力施設数:785施設(H25.3.31)	・ 協力施設数の増加(車いす利用者用駐車場のある施設数が限られている)と制度の周知が必要である。	・ チラシ等の配布やラジオ等による広報をはじめ、職員が個別に商業施設等を訪問し、協力施設数の増加や制度の周知を図る。
福祉のまちづくり推進	障害政策課	・ 子どもから高齢者まで、障害の有無、国籍に関わらず、誰もが生き生きと心豊かに日常生活を送り、社会活動に参加できる社会の実現を目指すため、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定している。基本方針を定めて施策を総合的に推進するとともに、基準に該当する生活関連施設を建設する場合には、条例の整備項目を満たすように指導・助言をしている。子育て環境の整備としては、一定規模の生活関連施設を建設する場合には、トイレにベビーチェアやベビーベッドを設けたり、授乳室を設置する等の整備項目を設けている。	・ 費用面等の課題があり、全ての整備基準を満たしている建築物が少ない(条例は努力義務)。	・ 条例・規則のさらなる普及啓発を行い、生活関連施設を建設する際には、条例の整備基準に適合させるように理解を求め、依頼していく。
重度身体障害者(児)住宅改造費助成	障害政策課	・ 重度身体障害者(児)住宅改造費助成については、視覚、上肢、下肢、体幹機能障害者(児)、又はその障害者と世帯を同一にする者が、住宅設備を障害者に適するように改造した経費を市町村が助成した場合、市町村に補助金を交付しており、平成24年度は、11件の申請があり、3,172,000円の補助金を交付した。		・ 今後も事業を継続していく。
高齢者住宅改造費助成	介護高齢課	・ 所得税非課税世帯で60歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等を対象に、市町村が家屋のバリアフリー工事を伴う改造費用を助成した場合に市町村補助を行った。平成23年度は14市町村に、平成24年度は12市町村に補助。 (在宅要介護者総合支援(高齢者分)のメニュー事業)	・ 地域の実情に応じた高齢者及び障害者の生活支援策が求められている。 多様なメニュー項目を設けているが、項目ごとの利用状況や、地域支援事業との重複等を勘案しメニューを整理し、ニーズに応じた補助制度とする必要がある。	・ 市町村の要望等を踏まえ、地域の在宅福祉施策の効果的かつ効率的な取組みを支援していく方向で検討していきたい。
障害者雇用対策	労働政策課	・ 障害者雇用対策事業として、障害者雇用に対する企業の理解を深め、雇用に向けた具体的な取組を促進すべく各種啓発事業を実施した。 具体的には、障害者雇用に積極的に取り組む事業所等の表彰、企業を対象とした特別支援学校、優良事業所等の見学会、セミナー等を実施した。	・ 本県民間企業における障害者の実雇用率は、平成24年6月1日現在で1.59%と当時の法定雇用率1.8%を下回り、全国的にも低位にある。 また、法定雇用率を達成している企業の割合も47.8%にとどまっている。	・ 平成25年度において、労働政策課内に障害者就労支援係を新設し、障害者就労サポートセンターとして、県内の関係機関の連携強化を図りながら、障害者の就労支援に取り組んでいく。 ・ 具体的には、特別支援学校高等部の生徒の職場体験を県庁で実施する障害者職場体験ファーストステップ事業や、群馬労働局、ハローワーク、就労支援機関との連携のもとに、障害者のための就労先等の開拓を行う障害者雇用連携プロジェクト事業、各種セミナーの開催等を実施する。
障害者就業支援センター	労働政策課	・ 障害者の就業面、生活面の支援を行う障害者就業・生活支援センターを平成23年度までに、県内8か所に設置することを目標に取り組んできたが、平成23年10月に県内8センター体制を整備した。 この障害者就業・生活支援センターの整備が終了するまでは、未設置地域において、障害者就業支援センターを県として整備していた。	・ 障害者雇用を促進していくためには、関係機関の連携を強化して、障害者、企業の双方に対する取組を推進していく必要がある。	
障害者能力開発	産業人材育成課	・ 平成24年度は、3コース42名定員で実施し、入校者は36名、修了者は33名、就職者は13名(平成25年6月末現在)となった。	・ 委託先機関の開拓、求人企業の掘り起こし、関係機関との連携等により、定員充足率、就職率の向上を図る必要がある。	・ 平成25年度は、3コース41名定員で実施。

(3) 多文化共生のまちづくり

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
多文化共生オープンスクール	NPO・多文化共生推進課	・ 平成23年度は未実施、平成24年度は外国人学校中学生の県庁見学を行った。	・ 他事業と重複する部分があるため、事業内容を見直す必要がある。	・ 多文化共生オープンスクールの事業内容の見直し。
多文化共生推進士養成講座(群馬大学と連携)	NPO・多文化共生推進課	・ 平成25年度に多文化共生推進士5名を認定した。(多文化共生推進士養成講座:群馬大学で実施)	・ 多文化共生推進士養成講座を修了した多文化共生推進士のさらなる活用が課題である。	・ 多文化共生推進士を活用し、地域ごとの課題や状況に対応した「多様な主体が参加・協働して支え合うシステムの構築」を進める。

基本目標9 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 生涯を通じた女性の健康支援

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
周産期医療対策	保健予防課	・ 総合・地域周産期母子医療センターに対する運営費補助、周産期医療情報システムの運営。	・ NICUのうち診療報酬加算対象病床の増加を推進したいが、産科・小児科(新生児専門)医不足で人的体制が整えられない。	・ 周産期医療施設が担う機能の向上を図るため検討を行う。
未熟児支援対策	保健予防課	・ 保健師等による家庭訪問等による保護者の身体的・精神的負担への支援。	・ 平成25年4月で市町村に事業が法定委譲されたため、市町村支援を行う。	・ 市町村の支援を行う。
虐待予防対策	保健予防課	・ 育児不安のある親や発達に遅れが見られる児等の保護者を対象にした相談、個別支援。	・ 相談者のスキルアップが必要である。	・ 相談者のスキルアップ等のため、引き続き研修等を行う。
先天性代謝異常等検査	保健予防課	・ 先天性疾患早期発見のため検査を行い、要治療となった児について事後フォローを行う。	・ より多くの疾患が早期発見できるタンデムマス法の導入。(平成25年導入予定)	・ スムーズな導入が図れるよう医療機関や市町村へ十分な周知を図る。
女性特有のがん対策推進	保健予防課	・ 乳がん検診の普及啓発キャンペーンの実施。 ・ 乳がん及び子宮がん予防講演会の開催。 ・ 子宮頸がん予防ワクチン等接種の市町村公費助成事業及び普及啓発。	・ 検診受診率が低い。	・ 引き続き講演会等を実施し、検診や予防接種等の周知・普及啓発を図る。
不妊専門相談センター事業	保健予防課	・ 不妊や不育症に悩む夫婦等に対し、電話予約による個別相談を行うとともに、相談従事者向けの研修を実施。	・ センターは前橋一カ所であり、電話で予約した上での来所相談のため、相談件数等に波がある。	・ 相談事業について十分な周知を図る。
特定不妊治療費助成事業	保健予防課	・ 高額の治療費がかかる特定不妊治療について治療費の一部を助成。	・ 年齢制限について国の検討がなされている。	・ 国の動きを注視し、対策を検討。

(2) 性に関する適切な指導及び啓発活動の充実

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
エイズ予防啓発事業	保健予防課	・ リーフレットの作成及びFMラジオを活用したスポット放送の実施。 ・ 県教育委員会と連携したエイズ講演会の実施。(対象:高校生)	・ 性感染症等に対する関心の低下。	・ 引き続き保健福祉事務所におけるHIV抗体検査を実施する。 ・ エイズ診療拠点病院等関係機関との連携。
特定感染症検査事業	保健予防課	・ HIV検査普及週間、世界エイズデーに合わせたキャンペーンの実施。 ・ 保健福祉事務所におけるHIV抗体検査の実施。		
性に関する教育・エイズ教育指導者研修会の開催	スポーツ健康課	・ 小学校(小学部)、中学校(中学部)・高等学校(高等部)と学校種ごとに、教職員を対象にして性・エイズ教育に関する指導者研修会を毎年開催している。各学校1名の参加を呼びかけ、性・エイズ教育の考え方や進め方の講義や実践発表で構成し、学校での指導に生かせるように内容を工夫して開催している。	・ 性に関する指導は、指導内容について体育・保健体育科や学級活動等の学習指導要領に示されているが、性に関する指導の進め方や教材、資料、指導方法は十分とは言えず、一層充実させていく必要がある。 ・ 平成24年度命・性・エイズ講演会の開催率について、高等学校では、ほぼ100%開催されているが、小学校や中学校では約50~60%である。小学校や中学校において開催率の向上を目指すとともに、講師を紹介するなど体制づくりを充実させていくことが必要である。	・ 性・エイズ教育に関する指導者研修会の実践発表の学校を増やしたり、先進的な取り組みをしている学校などの資料を提供したり、充実させていく。 ・ 性・エイズ教育講演会の実施について、特に小学校(小学)・中学校(中学部)において開催率を向上するように、継続して啓発していく。また、高等学校(高等部)においても引き続き啓発していく。
県立高等学校エイズ講演会推進事業の実施	スポーツ健康課	・ 性・エイズ教育講演会については、県医師会、県産婦人科医会と連携し、講師一覧を作成してもらうとともに、保健予防課、保健所・保健福祉事務所等と連携して実施している。特に、高等学校及び特別支援学級(高等部)には隔年で予算配付をしており、高い開催率を維持している。 また、各市町村教育委員会や県立学校に講師一覧表や他校の講演会実施内容一覧を送付して啓発を行った。		

基本目標10 教育・学習の充実

(1) 学校教育における男女平等・人権教育の推進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
人権教育研修・指導	義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> 様々な人権問題に関する教職員の意識の高揚を図るために、各教育事務所ごとに地区別人権教育研究協議会を開催し、授業研究会等を通して協議する場を設けている。平成24年度は小中学校教員等402名が参加した。 教職員等の人権感覚の育成を図るために、人権感覚育成実技研修会を開催している。平成24年度は新たな講師を招聘し、研修内容の一層の充実を図った。小中、高等学校等教員及び行政関係者等224名が参加し、研修に対する満足度は92.5%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題が大きくクローズアップされる中、未然防止を図るための研修会や協議会を一層充実させる必要がある。 作成した指導資料やリーフレットの配布後の活用が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校及び中学校等の推進協議会において、義務教育課生徒指導係が中心となって実施している「いじめ問題対策推進事業」との関連を図る。また、協議の形態を座学形式だけでなく、少人数の班別で協議する場を設定し、これまで以上に充実した協議や情報交換を行えるようにする。 指導資料やリーフレットの活用については、推進協議会等で活用方法を説明するなど、活用の促進を図りたい。
人権教育推進関係会議	義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> 学校における人権教育の推進・充実を図るために、各校の人権教育担当者を対象に小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校種別に推進協議会を開催している。平成24年度はいじめや児童虐待等、学校における喫緊の人権問題に焦点を当てて協議及び情報交換を行った。 		
人権教育・啓発	義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の人権意識の高揚を図るために、公立幼稚園及び小学校の保護者を対象とした人権教育資料を配布している。各幼稚園及び小学校を対象に行った活用状況調査の結果からは、「今後も配布した方がよい」と回答した割合がそれぞれ、100%、80.6%であった。 		
人権教育研究推進	義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> 県内の人権教育の充実を図るために、研究指定校として渋川市立赤城北中学校及び長野原町立北軽井沢小学校を、総合推進地域として片品中学校区を指定するとともに、各指定校等の担当者を集めた指定校等連絡協議会を開催し、取組の成果や課題について協議及び情報交換をしている。 		

(2) 地域、家庭における教育・学習の推進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
男女共同参画基礎講座	人権男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画について基礎から学ぶことを目的とした「基礎講座(全6回)」を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 受講者の年代・性別は50代以上・女性が大半であり、若年層や男性の受講者増が少ない傾向が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者からは、連続講座で多角的に学べる点について評価が高いことから、男女共同参画の理解の裾野を広げるためにも、引き続き連続講座の形態で開催する。
ぐんま県民カレッジ	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 大学等高等教育機関による出前講座である「オープンキャンパス」、県立高等学校等による地域住民を対象とした「地域の学校開放講座」などを開催するなど、県民に学習機会の提供に努めた。県民カレッジの入学人数の累計は、平成24年度末で6,570人となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民の学習ニーズが多様化・高度化しているため、学習機会の充実や連携機関の拡大を図る必要がある。 また、県民カレッジを周知・広報し、新規入学者の増加を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来の取組と同様、各市町村に県民カレッジの周知を図り、学習機会の提供や地域住民への広報を依頼する。 また、新規連携機関の開拓や既存の連携機関の協力を促すことにより、県民への周知・広報の徹底を図る。
人権教育指導者研修会	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を対象に、その資質向上を目的として実施している。特に、社会教育関係者だけでなく、学校教育と連携した形で学習機会を設けるよう働きかけているところである。平成24年度は、合計8回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の課題としては、参加体験型学習を取り入れるなど研修方法の創意工夫などが挙げられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は、各教育事務所において、合計8回実施する予定である。
人権教育指導者養成講座	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題に関する啓発活動の充実資するため、社会教育における人権教育指導者の資質向上を目的に行われており、平成24年度は、5市町村で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は、県内の5市町(吉岡町、神流町、草津町、沼田市、明和町)に事業を委託し、それぞれの市町において講座を開講する予定である。

(3) 科学技術分野における取組

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
理工系へのチャレンジ講座	人権男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 女性の進出が少ない理工系分野の進路選択の魅力を、女子高校生やその保護者に伝える取り組みを県内企業や大学の協力を得て実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加希望は多いが、企業や大学の協力で成り立つ事業であり、受け入れ人数の制約をせざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人でも多くの生徒に伝えられるよう、企業や大学の協力を得ながら、引き続き実施する。
自然史博物館の運営	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生を対象にした「ミュージアムスクール」や高校生を対象にした「高校生学芸員」など、子どもたちから研究や研究者と触れる機会を増やすことを目的とした事業において、男女のバランスに配慮した採用を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ミュージアムスクール」「高校生学芸員」は、1年間を通じた活動となるため、最後まで意欲が継続せず、途中で辞退してしまう児童・生徒がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の保護者や在籍校との連絡を密にし、保護者・在籍校と博物館が連携しながら児童・生徒の研究活動を支援していきたい。

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
少年科学教育推進	生涯学習課	・ 生涯学習センター内少年科学館における科学展示室やプラネタリウムの運営・おもしろ科学教室の実施等により、少年科学教育を推進した。	・ 少年科学館とぐんま天文台との連携に努めるとともに、おもしろ科学教室の充実など少年科学教育を一層推進する必要がある。	・ ぐんま天文台等との連携によるイベントの開催、きめ細かな広報活動に取り組むなど、イベント参加者増加やより充実した少年科学教育を推進する。
ぐんま天文台：観測研究・教育普及	生涯学習課	・ 学校利用等を通じ、次代を担う子どもたちに、天文に対する学習と感動の機会を提供し、自然に対する探求心や科学への興味、豊かな感性を育むことに努め、平成24年度の入館者は34,274人、学校利用は120校・4,279人となった。 また、5月21日に起こった金環日食では、ぐんま天文台が中心となって県内各地の学校に日食の同時観測を呼びかけ、120校の児童生徒等29,300名が参加した。	・ 引き続き施設の魅力向上を図るとともに、県民ニーズを反映した教育普及事業の展開と効率的な施設運営を行う必要がある。	・ 利用促進に向けた広報活動や天文台外で行う教育普及事業を積極的に展開し、県内における天文学のすそ野を拡大していく。
ぐんま昆虫の森運営	生涯学習課	・ 昆虫の森においては、広く県民が自然に親しみ、生きものの相互依存、生命の大切さや自然への理解と共感するところを育てることに努め、平成24年度の入園者は105,713人、学校等利用は465校となった。	・ 昆虫の森の継続的な入園者数の増加、学校等の利活用の促進を図る必要がある。	・ 昆虫の森では、充実したプログラムなど魅力ある施設として活用いただけるよう取り組むとともに、学校利用説明会やバス補助など学校の利活用の促進に努める。

基本目標11 協働・参画型社会の基盤づくりと国際社会への貢献

(1) 県民参加・県民との協働による行政の推進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
ぐんま男女共同参画センターの運営 (1-5)再掲	人権男女共同参画課	・ 登録団体の活動を支援するため、施設の優先予約受付や使用料優待等を行った。併せて、団体の学習や打合せ等が気軽に行えるよう、団体専用の会議室も整備した。	・ センター設置後4年が経過し市町村の体制や、社会情勢なども変化しているため、実施事業や運営方法など、センターのあり方を改めて検討する時期にきている。	・ 県民や専門家の意見を聞きながら、センターの役割や事業の方向性、他団体との連携方策等について改めて検討していく。
男女共同参画協働事業	人権男女共同参画課	・ センター利用団体等日頃から男女共同参画社会の形成に向けた活動を行っているグループ・団体と連携・協働し事業を実施した。(23年度:4事業、24年度:5事業)	・ センター主催事業や体制面の制約があり、団体等からの新たな協働事業の要請に対応することが困難になっている。	・ より多くの団体と協働事業を実施できるよう、各団体への関与方法見直し等の工夫を引き続き行っていく。
NPO・ボランティアサロンぐんまの運営	NPO・多文化共生推進課	・ NPOやボランティア活動等の情報提供・相談・コーディネート、活動・交流の場の提供、市民力養成講座及び地域連携セミナー等を実施した。	・ 市町村の市民活動センターの設置が広がりつつあるが、地域のボランティア活動の調整や設備提供を中心とするところが多く、支援内容は限定的であるため、さらに広域性や専門性等を持ったサロンによる支援が必要となっている。	・ 県域センターとして、市町村センターの支援(広域的・専門的な相談業務対応、市町村センターのスキルアップ支援等)を重点的に行う。
ネットワークづくり応援補助事業	NPO・多文化共生推進課	・ 多様な活動をしている市民団体や地縁団体が連携し、地域社会が抱える課題の解決に貢献できる環境を目指して、市民団体等のネットワークづくりを支援した。 (24年度:3団体へ補助金交付)	・ 平成19年度より市民団体等のネットワークづくりの支援として実施してきたが、一定の成果をあげたことにより、平成24年度をもって終了とした。	・ 平成24年度をもって終了。
NPO協働提案パイロット事業	NPO・多文化共生推進課	・ 県民ニーズを踏まえ、庁内各課からの応募によりテーマを設定して、NPOからの企画提案を募集しNPOと県が関わりを維持しながら課題解決を図った。(24年度:2事業)	・ 「はばたけ群馬プラン」における評価指標の達成等の成果があったことから、その役割を果たしたと判断し、平成24年度をもって終了とした。	・ 平成24年度をもって終了。
協働に関する県・市町村職員研修	NPO・多文化共生推進課	・ 協働による取り組みを促進するため、自治研修センターが実施した、政策実行コース「住民・NPOとの協働」の企画・運営に協力した。	・ 協働に関する情報交換や理解を深めるために実施。市民団体等との協働の実績が増えていることから、その役割を果たしたと判断し、平成24年度をもって終了とした。	・ 平成24年度をもって終了。
ボランティアセンター運営費補助	健康福祉課	・ ぐんまボランティア・市民活動支援センターの運営のほか、県民へのボランティア活動の普及・啓発を行った。また、重要性が高まっている災害時におけるボランティアについて、災害発生時を想定し、災害ボランティアセンター設置訓練を行った。	・ ボランティアセンターがボランティア・市民活動分野における基幹としての役割が果たせるよう、様々な団体との連携強化を図る必要がある。	・ 現在取り組んでいる事業を継続して実施し、県内におけるボランティア活動のより一層の普及を図る。
環境アドバイザー育成	環境政策課	・ 地域における環境保全活動のリーダーとして、平成4年より「環境アドバイザー」登録を行い、その活動を支援してきた。家庭での身近な分野の話題も多いことから、女性アドバイザーも約3割程度存在する。また、地域における環境学習や環境活動を自ら主体的に実践できる人材を育成するため、「ぐんま環境学校(エコカレッジ)」事業を平成24年度から開始した。なお、初年度受講者の15名のうち10名が女性であった。	・ 全般的に登録者が固定し、新たな登録が少ないため、どのように取組の裾野を広げていくのが課題である。	・ 「ぐんま環境学校(エコカレッジ)」事業については、女性のみを対象としているわけではないが、結果として女性に合った事業形態であることが考えられることから、今後とも女性受講者を意識した取組を行っていく。また、具体的な環境保全活動など、エコカレッジ修了後の支援も行い、環境アドバイザーとしての新たな人材を取り込んでいく。
美しい郷土を守る県民大作戦	環境政策課	・ 毎年5月1日～6月30日を「春の環境美化月間」、9月1日～10月31日を「秋の環境美化月間」と定め、県及び市町村、団体等が各種環境美化活動を行った。 平成23年度実施結果 参加人数:213,956人、ごみ収集量:451,441kg 平成24年度実施結果 参加人数:308,954人、ごみ収集量:973,101kg	・ 多くの市町村がポイ捨て禁止条例などの環境美化条例を制定しているものの、道路や公園といった身近な公共の場に空き缶やペットボトル、吸い殻等をポイ捨てをする行為が後を絶たない。	・ 今後も市町村や団体等と連携し、環境美化月間を中心とした清掃・啓発事業等を継続する。

(2) 防災・災害復興分野における取組

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
県婦人防火クラブ指導者育成研修会	消防保安課	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域において火災予防を目的に活動している県内の婦人防火クラブ幹部を対象に、地区の指導者として必要な知識を修得し、組織の育成、活動の強化・促進を図るため、指導者育成研修会を開催した。 (実施概要) 平成23年10月21日 参加者約170名 平成24年10月26日 参加者約220人 	<ul style="list-style-type: none"> クラブ員の減少や高齢化なども懸念されている。クラブの活性化に向け、クラブ員のニーズに沿った研修、訓練、講習等を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は指導者育成研修会を実施しない予定だが、今後も適宜開催していく。
災害ボランティアネットワーク	NPO・多文化共生推進課	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアをネットワーク化し、災害時に備えた活動の継続を図るため、ボランティア、企業、行政が連携した県民主体の組織である「災害ボランティアぐんま」に対して活動資金の一部助成、事務局補助、広報等の支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から「災害ボランティアぐんま」をはじめ関係機関・団体と災害ボランティアについての情報共有をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害救援ボランティア活動を行う各関係機関で構成される「群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」や県内で実施される災害防災訓練等を通じて、情報共有を図っていく。

(3) 地域おこし・農村活性化・まちづくり、観光分野における取組

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
地域づくりネットワーク推進	地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり講演会、地域づくり研修交流会、および地域づくり実践講座等を開催するとともに、情報誌の発行、メールマガジン等を通して情報を共有し、県・市町村を含めた交流・連携を図っている。(群馬県地域づくり協議会加盟団体数:193団体(H25.6.25現在)) 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟団体数の増加及び活動の多様化に伴い、各団体の活動状況の把握が困難になっている。 加盟時及び加盟後の活動状況を報告する仕組みが確立していないため。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動状況調査を行い、各団体の活動状況を把握する。また、加盟団体が相互に連携して地域づくりに取り組める環境を整備する。
農業農村リーダー等活動促進(2-(1)、7-(2)再掲)	技術支援課	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実践的リーダーである農村生活アドバイザーを認定(H23:10名、H24:8名)し、農業をめぐる情勢や今後の農業のあり方等について知識を深めるための群馬県農業トップリーダー研修会等を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業・農村における男女共同参画の推進をさらに進めていくため、女性農業者リーダーを育成する必要がある。また、農業就業人口の高齢化や後継者不足に対応するため、若手の育成を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 農村女性は、本県農業従事者の過半数を占め、農業生産を支える重要な存在であり、男女の性差なく主体的に社会参画・経営参画をしていくための意識醸成や能力・技術の一層の向上について継続して取り組む必要がある。
女性農業者活動支援(2-(1)、7-(1)(2)再掲)	技術支援課	<ul style="list-style-type: none"> 農業・農村における男女共同参画推進のためのプロジェクト会議を開催するとともに、ぐんま農村男女(と)に輝くフェスティバル等において講演会を開催した。(H23:県域2回、地域80回、H24:県域2回、地域78回) 	<ul style="list-style-type: none"> 起業活動により地域活性化に貢献するとともに経営参画や女性の資産形成に大きな成果を上げる起業がある一方で、年間販売額が少額の小規模起業が約半数を占めており、法人経営起業については9%に留まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 農村女性が自己啓発しながら、地域で力を発揮できるよう支援する。また、農村女性起業を対象に、起業の所得向上を目指すための経営改善や、法人化に向けた研修会等を実施し、経営向上を支援していく。
ぐんま農村起業活動支援(7-(1)再掲)	技術支援課	<ul style="list-style-type: none"> 農村女性起業のネットワークを活用した販路拡大及び地域間連携のための農村起業販路拡大拠点を整備した。(H23:1ヶ所、H24:1ヶ所)また、農村女性起業の経営改善の支援を行った。(H23:1件) 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地や商店街の活性化は、商業機能のみならず、教育、文化、医療、福祉、住宅等の多様な都市機能の計画的な整備が必要であり、様々な分野や各地域の関係者と連携を図りながら進めていく必要がある。 また、買い物弱者問題については、商業振興や高齢者福祉等様々な側面を有するうえ、今後も高齢化が進展し、問題がより深刻になることが想定されることから、関係部局と連携を図るとともに、市町村や商店街、関係団体等と協力して、県民の生活を支える観点から重点的に支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地や商店街の活性化に関しては、平成25年度も引き続き、市町村や地元商店街や関係団体等と連携を図りながら支援していく。 また、買い物弱者対策に関しては、平成25年度はビジネスとして継続可能な取組をモデル事業として市町村とともに引き続き支援していくほか、買い物弱者支援に取り組む事業者等関係者の情報交換や連携促進を図るための買い物弱者支援事業者交流会を開催する。
中心市街地商業活性化支援事業(商店街地域連携支援事業)	商政課	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、中心市街地商業活性化支援事業の商店街地域連携支援事業として買い物弱者支援に係る取組や調査研究・実証実験の2事業を市町村とともに支援した。平成24年度は、中心市街地商業活性化支援事業と商業活性化支援事業を統合して商店街活性化支援事業を創設し、商店街団体等が商店街活性化に向けて実施するソフト事業及びハード事業の20事業を市町村とともに補助したほか、買い物弱者支援商業モデル事業を新設し、4件の買い物弱者支援の取組を市町村とともに支援した。 また、買い物弱者対策の一環として、買い物弱者問題の解決に向けて支援の方策等を考えるため、平成23年度は買い物弱者セミナーを3回、平成24年度は買い物弱者シンポジウムを1回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地や商店街の活性化は、商業機能のみならず、教育、文化、医療、福祉、住宅等の多様な都市機能の計画的な整備が必要であり、様々な分野や各地域の関係者と連携を図りながら進めていく必要がある。 また、買い物弱者問題については、商業振興や高齢者福祉等様々な側面を有するうえ、今後も高齢化が進展し、問題がより深刻になることが想定されることから、関係部局と連携を図るとともに、市町村や商店街、関係団体等と協力して、県民の生活を支える観点から重点的に支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地や商店街の活性化に関しては、平成25年度も引き続き、市町村や地元商店街や関係団体等と連携を図りながら支援していく。 また、買い物弱者対策に関しては、平成25年度はビジネスとして継続可能な取組をモデル事業として市町村とともに引き続き支援していくほか、買い物弱者支援に取り組む事業者等関係者の情報交換や連携促進を図るための買い物弱者支援事業者交流会を開催する。
商店街活性化コンペ事業	商政課	<ul style="list-style-type: none"> 商店街活性化コンペ事業では、中心市街地や商店街の活性化を図る団体等から公募してコンペ形式で選考した商店街活性化事業プランの実施にあたり、平成23年度4件、平成24年度4件をそれぞれ県が直接支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地や商店街の活性化は、商業機能のみならず、教育、文化、医療、福祉、住宅等の多様な都市機能の計画的な整備が必要であり、様々な分野や各地域の関係者と連携を図りながら進めていく必要がある。 また、買い物弱者問題については、商業振興や高齢者福祉等様々な側面を有するうえ、今後も高齢化が進展し、問題がより深刻になることが想定されることから、関係部局と連携を図るとともに、市町村や商店街、関係団体等と協力して、県民の生活を支える観点から重点的に支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地や商店街の活性化に関しては、平成25年度も引き続き、市町村や地元商店街や関係団体等と連携を図りながら支援していく。 また、買い物弱者対策に関しては、平成25年度はビジネスとして継続可能な取組をモデル事業として市町村とともに引き続き支援していくほか、買い物弱者支援に取り組む事業者等関係者の情報交換や連携促進を図るための買い物弱者支援事業者交流会を開催する。
山歩きコース整備ボランティア事業	観光物産課	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度、桐生工業高校等の生徒29名が、吾妻山に指導標9本を設置。補助金総額82,500円。平成24年度は実施なし 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は現在(H25.8)のところ、実施予定なし
観光ガイドタクシー事業	観光物産課	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は東日本大震災の影響により事業を休止し、平成24年度においても事業内容を精査した結果、休止することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> タクシー会社のサービス向上を図るには、県ではなくハイヤー協会が所管する方が適当と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から平成24年度までの活動状況を踏まえ、今後の対応を検討中
外国人観光客受入れ体制整備事業	観光物産課	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は訪日教育旅行の受入れ支援を行ったほか、群馬女将の会と共催で、外国人観光客のおもてなし講座を開催した。平成24年度は「千客万来支援事業」で対応(当該事業は廃止)。市町村や観光協会に対し、多言語パンフレット・ホームページ・看板等を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業廃止(千客万来支援事業で対応) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業廃止(千客万来支援事業により、市町村や観光協会による外国人観光客受入れ体制整備を支援)

(4) 男女共同参画の視点に立った国際交流・協力事業の推進

事業名	課名	取組状況(H23年度、H24年度)	現状・課題等	今後の取組
女性代表団派遣事業	人権男女共同参画課	・ 東日本大震災や国際情勢などの影響により平成23年度に事業を休止し、平成24年度に廃止	・ 事業廃止	・ 事業廃止
中国女性代表団招へい事業	人権男女共同参画課			